

那覇市公報

第 1 7 2 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則（こども政策課）…………… 752

○那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）………… 752

◇訓 令◇

○那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令（こども政策課）…………… 754

◇告 示◇

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 755

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）…………… 756

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課）…………… 757

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について（保護管理課）…………… 758

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 759

◇公 告◇

- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について (建築指導課) 760
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について (道路建設課)
..... 760
- 那覇市久場川児童館指定管理者募集について (こども政策課) 761
- 那覇市大名児童館指定管理者募集について (こども政策課) 763
- 都市公園の設置及び供用開始について (公園管理課) 764
- 那覇市障がい者福祉センター指定管理者募集について (障がい福祉課) 766
- 一の敷地とみなすこと等の認定の取消しについて (建築指導課) 767
- 真和志庁舎照明用安定器全数調査業務委託の制限付一般競争入札の実施について
(管財課) 768
- 那覇市ぶんかテンブス館指定管理者の募集について (商工農水課) 770
- 那覇市緑化センター指定管理者募集について (花とみどり課) 772

◇上下水道局告示◇

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について..... 774
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について..... 775
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について..... 775
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について..... 776

◇教育委員会公告◇

- 那覇市営奥武山体育施設指定管理者の募集について..... 777

◇農業委員会規則◇

- 那覇市農業委員会会議規則の一部を改正する規則..... 779

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1714 号の正誤·····	781
○那覇市公報第 1718 号の正誤·····	781

規 則

那覇市規則第39号

平成30年 7 月11日

公 布 済

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(こどもみらい部における課の分掌事務) 第12条 こども政策課の分掌事務は、次の とおりとする。 (1)～(9) [略]	(こどもみらい部における課の分掌事務) 第12条 [略] (1)～(9) [略] <u>(10) 那覇市緑ヶ丘公園集会所に関する こと。</u>
2～3 [略]	2～3 [略]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正 前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第40号

平成30年 7 月11日

公 布 済

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第6 別記]	[別表第6 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第6廃棄物対策課の項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表第6(第7条関係)

勤務箇所	現業職員	調整額
クリーン推進課	[略]	
	<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)</u> に基づく技術管理者に任命された現業職員	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第6(第7条関係)

勤務箇所	現業職員	調整額
廃棄物対策課	<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)</u> に基づく環境衛生指導員に任命された現業職員	9,900円
クリーン推進課	[略]	
	<u>廃掃法</u> に基づく技術管理者に任命された現業職員	[略]
	[略]	
[略]		

訓 令

那覇市訓令第 7 号

平成30年 7 月11日

公 表 済

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
別表第3(第5条関係) 個別専決事項	別表第3(第5条関係) 個別専決事項																																
<table><tr><th>所属</th><th>事項</th><th>専決者</th></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>こども政策課</td><td>軽易で定例的な児童館事務に関すること。</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table>	所属	事項	専決者	[略]			こども政策課	軽易で定例的な児童館事務に関すること。	[略]	[略]			<table><tr><th>所属</th><th>事項</th><th>専決者</th></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="5">こども政策課</td><td>軽易で定例的な児童館事務に関すること。</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>那覇市緑ヶ丘公園集会所(以下「集会所」という。)の専用利用許可に関すること。</u></td><td>主査</td></tr><tr><td><u>集会所の専用利用許可の取消し等に関すること。</u></td><td>課長</td></tr><tr><td><u>集会所の使用料の減免及び還付に関すること。</u></td><td>主査</td></tr><tr><td><u>軽易で定例的な集会所事務に関すること。</u></td><td>主査</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table>	所属	事項	専決者	[略]			こども政策課	軽易で定例的な児童館事務に関すること。	[略]	<u>那覇市緑ヶ丘公園集会所(以下「集会所」という。)の専用利用許可に関すること。</u>	主査	<u>集会所の専用利用許可の取消し等に関すること。</u>	課長	<u>集会所の使用料の減免及び還付に関すること。</u>	主査	<u>軽易で定例的な集会所事務に関すること。</u>	主査	[略]		
所属	事項	専決者																															
[略]																																	
こども政策課	軽易で定例的な児童館事務に関すること。	[略]																															
[略]																																	
所属	事項	専決者																															
[略]																																	
こども政策課	軽易で定例的な児童館事務に関すること。	[略]																															
	<u>那覇市緑ヶ丘公園集会所(以下「集会所」という。)の専用利用許可に関すること。</u>	主査																															
	<u>集会所の専用利用許可の取消し等に関すること。</u>	課長																															
	<u>集会所の使用料の減免及び還付に関すること。</u>	主査																															
	<u>軽易で定例的な集会所事務に関すること。</u>	主査																															
[略]																																	
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。																																	

付 則

この訓令は、平成30年7月11日から施行する。

告 示

那覇市告示第 180 号

平成 30 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
けいこ歯科医院	豊岡 恵子	平成 30 年 7 月 13 日
那覇市首里寒川町 2－68－ 2		

那覇市告示第 181 号

平成 30 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
森山 小百合	あん摩・マッサージ	平成 30 年 6 月 26 日
(出張専門)	—	
花城 敬太	柔道整復	平成 30 年 6 月 28 日
花しろ整骨院	那覇市田原 1－4－5 サニーハウス 101	

那覇市告示第 182 号

平成 30 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 2 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
島袋 進悟	おなが那覇整骨院	平成 30 年 2 月 28 日
	那覇市仲井真 297－1	

那覇市告示第 183 号

平成 30 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	所 在 地	指定年月日
開 設 者	サービスの種類	
ハーモニー薬局 寄宮店	那覇市与儀 1-26-11	平成 30 年 6 月 18 日
有限会社エム・クリエイト	・居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	

那覇市告示第 184 号

平成 30 年 8 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
ケアプランセンター琉球の街		平成 30 年 2 月 5 日
所在地	那覇市繁多川 3 - 7 - 13 吉田店舗 1 階 A 号室 (那覇市国場 872 - 4 グリーンパル)	

公 告

那覇市公告第 157 号

平成 30 年 7 月 6 日

掲 示 済

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 30 年 6 月 27 日 第 H29-03-02 号 那覇市指令ま建指第 1066 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里石嶺町四丁目 281 番地 1 他 11 筆
- 3 公共施設
消防水利（防火水槽）、道路、下水道
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市首里石嶺町四丁目 284 番地
比嘉 利典
- 5 検査済証番号
平成 30 年 7 月 5 日 那ま建指第 113 号
平成 30 年 7 月 5 日 那ま建指第 114 号
- 6 工事完了年月日
平成 30 年 6 月 13 日

那覇市公告第 158 号

平成 30 年 7 月 6 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・1号 小禄赤嶺線
 - 2 施行者の名称 那覇市
 - 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - (2) 期間 平成30年7月6日～平成33年3月31日
-

那覇市公告第 180 号
平成 30 年 7 月 17 日
掲 示 済

那覇市久場川児童館指定管理者募集について

平成 31 年 4 月 1 日からの那覇市久場川児童館の管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 名称及び所在地
 - (1) 名称 那覇市久場川児童館
 - (2) 位置 那覇市首里久場川町 2 丁目 18 番地
- 2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市児童館及び児童遊園条例第 16 条に定めるもののほか、那覇市久場川児童館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)のとおり。
- 3 指定の予定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで (5 年間)
- 4 応募資格

応募者は、指定期間中、児童館の管理を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体であって、次の要件に該当するものとします。

 - (1) 那覇市内に登録簿上の本店又は主たる事業所等を有している法人、又はその他の団体で事務所を市内に有するもの。
 - (2) 国税及び地方税の滞納が無いこと。
 - (3) 複数の法人その他の団体で構成されるグループで応募する場合は、グループの名称を設定し、代表者を選定すること。なお、すべての構成員は、那覇市内に登録簿上の本店又は主たる事業所等を有する法人、又はその他の団体で市内に事務所を有するものであること。基本協定書の締結は、代表者を中心に行うこととなりますが、他の構成員も提案した事業計画の実施に連帯して責任を負

うこと（当該グループの法人その他の団体は、別のグループでの重複又は単独で応募することはできません）。

5 欠格事項

次のいずれかに該当する団体(グループ応募する団体の場合には、代表者のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合)は、応募を行うことができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む)の規定により、那覇市における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- (2) 那覇市から指名停止措置を受けている団体
- (3) 国税及び地方税を滞納している団体
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (6) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
- (7) 那覇市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた法人等

6 申請の方法

那覇市久場川児童館指定管理募集要項のとおり。

7 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 平成30年7月10日(火)～9月11日(火)まで
原則、那覇市の公式ホームページからのダウンロードとします。

8 説明会の開催

業務内容、応募方法、提出書類等について説明会を開催します。

- (1) 開催日時 平成30年8月3日(金)
(2) 開催場所 久場川児童館

9 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所3階
こどもみらい部 こども政策課 (八幡、渡慶次)
電話：098-861-2110(直通) F A X：098-917-0106

那覇市公告第 181 号
平成 30 年 7 月 17 日
掲 示 済

那覇市大名児童館指定管理者募集について

平成 31 年 1 月 1 日からの那覇市大名児童館の管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び所在地

(1) 名称 那覇市大名児童館

(2) 位置 那覇市首里大名町 2 丁目 75 番地

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市児童館及び児童遊園条例第 16 条に定めるもののほか、那覇市大名児童館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)のとおり。

3 指定の予定期間

平成 31 年 1 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで (5 年 3 か月間)

4 応募資格

応募者は、指定期間中、児童館の管理を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体であって、次の要件に該当するものとします。

- (1) 那覇市内に登録簿上の本店又は主たる事業所等を有している法人、又はその他の団体で事務所を市内に有するもの。
- (2) 国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (3) 複数の法人その他の団体で構成されるグループで応募する場合は、グループの名称を設定し、代表者を選定すること。なお、すべての構成員は、那覇市内に登録簿上の本店又は主たる事業所等を有する法人、又はその他の団体で市内に事務所を有するものであること。基本協定書の締結は、代表者を中心に行うこととなりますが、他の構成員も提案した事業計画の実施に連帯して責任を負うこと (当該グループの法人その他の団体は、別のグループでの重複又は単独で応募することはできません)。

5 欠格事項

次のいずれかに該当する団体(グループ応募する団体の場合には、代表者のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合)は、応募を行うことができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む)の規定により、那覇市における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- (2) 那覇市から指名停止措置を受けている団体
- (3) 国税及び地方税を滞納している団体
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (6) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
- (7) 那覇市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた法人等

6 申請の方法

那覇市大名児童館指定管理募集要項のとおり。

7 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 平成30年7月10日(火)～9月11日(火)まで
原則、那覇市の公式ホームページからのダウンロードとします。

8 説明会の開催

業務内容、応募方法、提出書類等について説明会を開催します。

- (1) 開催日時 開催日時は別途通知
- (2) 開催場所 大名児童館

9 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所3階
こどもみらい部 こども政策課 (八幡、渡慶次)
電話: 098-861-2110(直通) F A X: 098-917-0106

那覇市公告第 182 号

平成 30 年 7 月 17 日

掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和31年法律第79号)2条の2及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第9条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

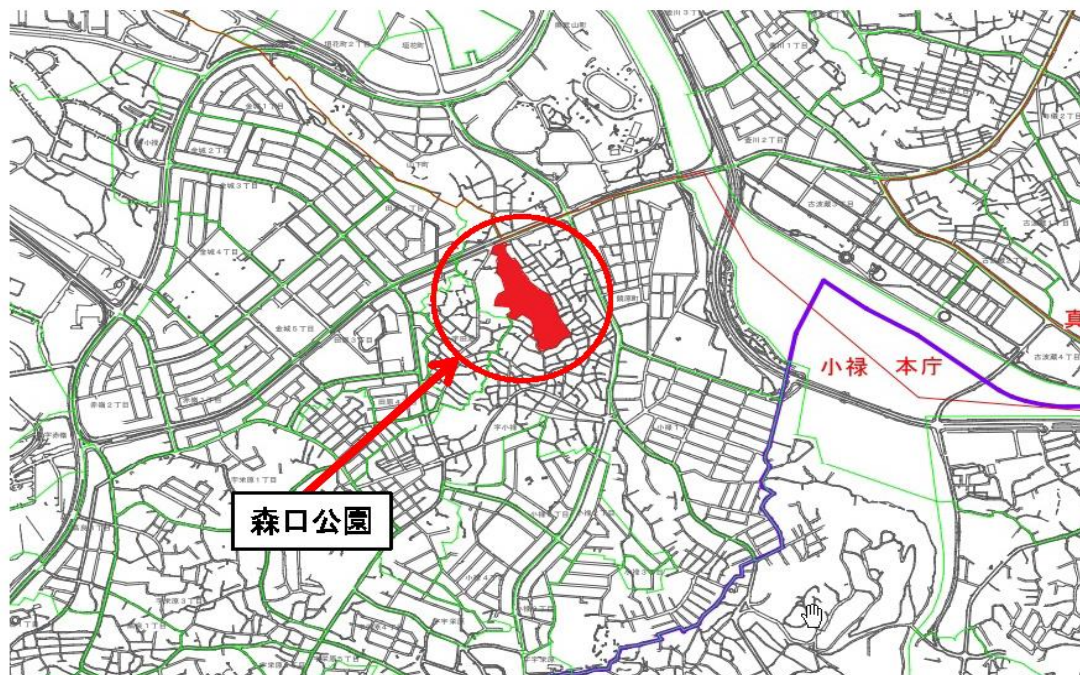
その関係図書は、公告と同時に那覇市都市みらい部公園管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

公園の名称	森口公園
公園の位置	那覇市字小禄地内
供用開始の期日	平成 30 年 7 月 20 日
公園の区域	別紙位置図のとおり

位置図



詳細図



那覇市公告第 186 号
平成 30 年 7 月 20 日
掲 示 済

那覇市障がい者福祉センター指定管理者募集について

平成31年4月1日からの那覇市障がい者福祉センターの管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び所在地

- (1) 名称 那覇市障がい者福祉センター
- (2) 位置 那覇市古島2丁目14番地4

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市障がい者福祉センター条例第3条に定めるもののほか、那覇市障がい者福祉センター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)のとおり。

3 指定の予定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

4 応募資格

応募者は、次の要件に該当するものとします。

- (1) センター施設を円滑かつ安定して管理運営するとともに、指定管理の基本協定の締結時まで事業計画で提案する障害福祉サービス事業を実施することが可能である法人その他の団体であること。
- (2) 那覇市内に主たる事務所又は事業所を有すること。
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと。(直近3ヶ年)
- (4) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 共同事業体で応募する場合は、構成するすべての団体が上記の条件を満たしていること、応募の際に「共同事業体協定書」を提出すること。なお、「共同事業体協定書」には、代表団体及び責任分担を明記すること。

5 欠格事項

次の事項に該当する場合は、指定管理者の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) この要項の内容を遵守しない場合
- (3) その他の不正行為があった場合

6 申請の方法

那覇市障がい者福祉センター指定管理募集要項のとおり。

7 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 平成30年 7 月20日(金)から同年 9 月21日(金)まで
- (2) 配布場所 那覇市役所 障がい福祉課 (3階36番窓口)
障がい福祉課ホームページからもダウンロードできます。

8 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 3 階
福祉部 障がい福祉課 (都澤)
電話 : 098-862-3275(直通) F A X : 098-862-0621

那覇市公告第 208 号

平成 30 年 8 月 1 日

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しについて

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 認定取消番号

第H30認定通知那覇市000001号

2 認定取消年月日

平成30年 8 月 1 日

3 対象区域の地名地番

那覇市古波蔵 2 丁目251番 1、251番 2、18番、19番、20番 2

4 取消しとなった認定の認定番号及び認定年月日

第 3 号 昭和57年 6 月25日

那覇市公告第 209 号

平成 30 年 8 月 1 日

真和志庁舎照明用安定器全数調査業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 真和志庁舎照明用安定器全数調査業務委託
- (2) 履行場所 那覇市役所真和志庁舎（那覇市寄宮 2 丁目 32 番 1 号）
- (3) 契約期間 契約日から平成 31 年 1 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第 6 条第 1 項に規定する建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 過去 2 年間に本市その他の官公署とその種類をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、実績があること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有していること。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 貸金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。

- (11) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) 本市において指名停止の措置を受けていないこと。
- (13) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成 30 年 8 月 1 日 (水) ～平成 30 年 8 月 14 日 (火)
午前 9 時～午後 4 時 (正午～午後 1 時を除く)
(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号 那覇市役所本庁舎 5 階
那覇市総務部管財課、及び、那覇市ホームページ
※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

4 現場確認

日 時 平成 30 年 8 月 7 日 (火) ～平成 30 年 8 月 8 日 (水)
午前 9 時～午後 4 時 (正午～午後 1 時を除く)
※現地確認は個別に行いますので、希望者は、平成 30 年 8 月 6 日 (月) 午後 2 時までに、日程調整の連絡をお願いします。

5 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成 30 年 8 月 1 日 (水) ～平成 30 年 8 月 10 日 (金)
質問方法 質問書 (市様式) を那覇市総務部管財課へ電子メール又はファックス、持参のいずれかの方法で提出すること。
※電話での質問へは回答いたしません。

回答日 平成 30 年 8 月 14 日 (火)
回答方法 那覇市ホームページにて回答。

6 入札執行の日時・場所

- (1) 日 時 平成 30 年 8 月 23 日 (木)
午後 1 時 30 分 受付開始
午後 1 時 45 分 事前説明開始
午後 2 時 00 分 入札開始

- (2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 本庁舎 5 階 501 会議室
※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

7 入札時提出書類

- (1) 入札書 (市様式)
(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状 (市様式)

8 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号に基づき免除する。

9 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札 (2 回目・3 回目の入札) の前の入札に参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札決定後の提出書類 (落札者のみ提出)

落札者は、指定された期日までに業務実績表 (市様式) を那覇市総務部管財課まで提出すること。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 210 号

平成 30 年 8 月 1 日

那覇市ぶんかテンプス館指定管理者の募集について

那覇市ぶんかテンプス館条例第 17 条の規定により、平成 30 年 8 月 1 日から那覇市ぶんかテンプス館の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び位置

名 称 那覇市ぶんかテンプス館
位 置 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号

2 選定の基準

- (1) テンブス館の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容がテンブス館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったテンブス館の管理を安定して行う能力を有すること。
- (4) テンブス館の設置目的を達成するために、十分な能力を有していること。

3 管理の基準及び業務の範囲

那覇市ぶんかテンブス館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

4 指定予定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで (3 年間)

5 応募資格

指定期間中、テンブス館の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体で次の事項に該当するものとします。個人での申請はできません。

- (1) 法人その他団体が単独で応募する場合
市内に登録簿上の本店（主たる事務所）を有する法人、又はその他の団体で主たる事業所を市内に有するもの。
- (2) 共同企業体での応募の場合
代表団体を定めてください。他の団体は、共同企業体構成員になります。
 - ① 代表者：市内に登録簿上の本店（主たる事務所）を有する法人、又はその他の団体で主たる事業所を市内に有するもの。
 - ② 構成員：県内に登録簿上の本店（主たる事務所）を有する法人、又はその他の団体で主たる事業所を県内に有するもの。
 - ③ 共同企業体間で協定を結ぶこと。
 - ④ 同一法人その他の団体が複数の共同企業体にまたがり、重複して応募することは出来ません。
- (3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (6) 甲種防火対象物の防火管理者の資格を有する者を雇用していること（取得もしくは取得見込みを含む）。
※共同企業体においては、代表者、構成員のいずれかで構いません。
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (8) 本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 本公募に応募しようとする日から過去 1 年以内に、指定管理者の責めに帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。

6 申請方法

- (1) 募集要項等の配布 ※那覇市のホームページからもダウンロードできます。

配布期間 平成 30 年 8 月 1 日 (水) から平成 30 年 10 月 1 日 (月) まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

配布時間 午前 9 時から午後 5 時 15 分まで
(正午から午後 1 時までの間を除く)

- (2) 提出書類

那覇市ぶんかテンプス館指定管理者募集要項のとおり。

- (3) 申請書等の提出場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 6 階

経済観光部 商工農水課 Tel : 098-951-3212 Fax : 098-951-3213

7 申請を受付する期間

- (1) 受付期間 平成 30 年 8 月 31 日 (金) から平成 30 年 10 月 1 日 (月) まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

- (2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時 15 分まで
(正午から午後 1 時までの間を除く)

那覇市公告第 211 号

平成 30 年 8 月 1 日

那覇市緑化センター指定管理者募集について

那覇市緑化センター指定管理者募集について、次のとおり募集します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名称及び位置

名 称 那覇市緑化センター

位 置 那覇市おもろまち 3 丁目 2 番 1 号 (新都心公園内)

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市緑化センター指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月31日まで (5 年間)

4 応募資格

- (1) 緑化センターの管理運営を円滑かつ安定して実施できる那覇市内に主たる事務所を有する法人もしくはその他の団体とします。団体の場合、法人格を有する必要はありません。但し、個人の応募は不可とします。

- (2) 造園施工管理技士、造園技能士、園芸装飾技能士、樹木医、グリーンアドバイザーのいずれかの資格を有する者が2人以上いることとします。
- (3) 税の滞納がないこととします。(直近3ヶ年)
- (4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこととします。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこととします。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこととします。
- (7) 共同企業体(グループ結成)での応募について
複数の法人若しくは団体が共同企業体により応募する場合は、あらかじめ代表者又は代表となる団体を決定すること。この場合、構成団体間で委任状を作成し協定書を締結するものとします(応募に関する責任、指定管理業務に関して生じた責任は構成団体が連帯責任を負うことになります)。
共同企業体の出資割合は、「代表者又は代表となる団体」の出資割合が総出資額の5割を超えること。
共同企業体の「代表者又は代表となる団体」は上記(1)から(6)を満たし、それ以外の構成団体は上記(3)から(6)を満たすこと。
なお、単独で応募する団体が、複数の団体で構成する共同企業体で応募するなど、複数の応募はできません。

5 申請の方法

(1) 提出書類

那覇市緑化センター指定管理者募集要項のとおり。

(2) 募集要項等の配布

原則、那覇市のホームページからのダウンロードとしますが、必要な方は下記のとおり配布します。

- ・配布期間 平成30年8月6日(月)から平成30年10月5日(金)まで
(土曜、日曜及び祝日を除く)
- ・配布時間 午前9時から午後5時(正午から午後1時までの間を除く)
- ・配布場所 那覇市 都市みらい部 花とみどり課(市役所本庁舎9階)

(3) 指定申請書提出場所

- ・那覇市泉崎1丁目1番1号
- ・那覇市 都市みらい部 花とみどり課(市役所本庁舎9階)

6 申請を受付けする期間

- (1) 受付期間 平成30年8月20日(月)から平成30年10月5日(金)まで
(土曜、日曜及び祝日を除く)
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までの間を除く)

7 説明会の開催

那覇市緑化センター指定管理者の応募方法、提出書類等について、説明会を開催します。参加者は説明会参加申込書をご記入のうえ、FAX又はE-mailのいずれ

かで提出してください。

- (1) 開催日時 平成30年 8 月17日 (金) 午後 4 時から午後 5 時まで
- (2) 開催場所 那覇市緑化センター 講習室

8 募集要項等に関する質問受付

- (1) 受付期間 平成30年 8 月20日 (月) から平成30年 8 月31日 (金) まで
- (2) 受付方法 FAXかE-mailのいずれかで花とみどり課へ提出

9 問い合わせ先

那覇市 都市みらい部 花とみどり課 担当：金城、新城、城間

住所 〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番地 1 号

電話 098-951-3225 FAX 098-951-3226

E-mail B-PARK001@city.naha.lg.jp

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 16 号

平 成 3 0 年 7 月 9 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
460	株式会社 ダンテック	浦添市西原二丁目 23 番 20 号	高橋 一二	平成 30 年 6 月 29 日

那覇市上下水道局告示第 17 号
平 成 3 0 年 7 月 1 2 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

指定(登録)番号	第 486 号
指定工事店名	株式会社ネクストリノベーション
営業所所在地	沖縄県豊見城市字高安 567 番地 1
代表者氏名	浦崎 勝一
有効期間	自 平成 28 年 4 月 12 日 至 平成 33 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 30 年 7 月 9 日
異動事由	営業所所在地の変更

那覇市上下水道局告示第 18 号
平 成 3 0 年 7 月 1 7 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

指定(登録)番号	第 466 号
指定工事店名	株式会社沖縄ダイケン
営業所所在地	沖縄県那覇市おもろまち一丁目1番12号
代表者氏名	山盛 博文
有効期間	自 平成30年4月1日 至 平成35年3月31日
異動年月日	平成30年7月13日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第19号
平成30年7月19日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第10条第1号に基づき、次のとおり新規があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

指定(登録)番号	第 506 号
指定工事店名	株式会社健総
営業所所在地	沖縄県南城市大里字仲間1010番地3
代表者氏名	城間 健栄
有効期間	自 平成30年7月17日 至 平成35年3月31日

教育委員会公告

那覇市教育委員会公告第 15 号

平 成 3 0 年 8 月 1 日

那覇市営奥武山体育施設指定管理者の募集について

那覇市営奥武山体育施設条例第16条の規定により、平成30年4月から那覇市営奥武山体育施設の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 田 端 一 正

1 名称及び位置

那覇市営奥武山体育施設

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 那覇市営奥武山野球場 | 那覇市奥武山町42番地の1 |
| ② 那覇市営奥武山屋内運動場 | 那覇市奥武山町50番地の1地先 |
| ③ 那覇市営奥武山トレーニング室 | 那覇市奥武山町42番地の1地先 |

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市営奥武山体育施設指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

4 応募に関する事項

(1) 応募資格

指定期間中、那覇市営奥武山体育施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではありません）とします。

但し、個人の応募は不可とします。

① 団体が単独で応募する場合

ア 本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。

② 共同企業体で応募する場合

ア 代表者及び構成員：本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。

イ 代表団体を定めたうえで、代表団体及び共同企業体の構成員間で協定を締結すること。

ウ 応募の際には「共同事業体協定書」を提出すること。なお、「共同事業体協定書」には、代表団体及び責任分担を明記すること。

エ 同一団体が異なる複数の共同企業体の構成員になることはできません。

(2) 欠格事項

次に該当する法人等は、申請をすることができません。これらの団体が行った申請は無効とします。共同企業体の場合には、代表等のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合には、当該共同企業体が行った申請は無効とします。

- ①市税等の滞納をしている法人等。
- ②応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されている法人等。
- ③過去 1 年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けている法人等。
- ④会社の更正法及び民事再生法等に基づく手続き中の法人等。
- ⑤団体の代表者及び役員が破産者又は禁固以上の刑に処せられている法人等。
- ⑥宗教活動及び政治活動を主たる目的とする法人等。
- ⑦暴力団による不当な行為の防止法等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等。

5 申請の方法

(1) 那覇市営奥武山体育施設指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

(2) 募集要項等の配布

配布期間：平成30年 8 月 1 日(水)から平成30年10月 1 日(月)まで
(土曜、日曜及び祝日を除く)

配布時間：午前 9 時から午後 5 時まで
(正午から午後 1 時までの間を除く)

配布場所：那覇市教育委員会生涯学習部 市民スポーツ課
(那覇市役所 本庁舎10階)

所定の様式の電子データについては、那覇市教育委員会市民スポーツ課ホームページからダウンロードすることもできます。

(3) 指定申請書の提出方法 持参により下記場所へ提出して下さい。

場所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所10階
那覇市教育委員会生涯学習部 市民スポーツ課

6 申請を受付する期間

(1) 受付期間：平成30年 8 月 1 日(水)から平成30年10月 1 日(月)まで
(土曜、日曜及び祝日を除く)

(2) 受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで
(正午から午後 1 時までの間を除く)

7 説明会及び施設見学会の開催

那覇市営奥武山体育施設の説明会及び施設見学会を開催します。なお、この説明会に参加しなくても応募することはできます。

- (1) 日 時：平成30年 8 月15日(水)午後 1 時30分から
- (2) 場 所：沖縄セルラースタジアム那覇第 1 会議室

那覇市奥武山町42番地の1

- (3) 申込受付：8月13日（月）午後5時までに、問い合わせ先のメールアドレスへ那覇市営奥武山体育施設説明会及び施設見学会参加申込書（様式22）をメール、またはFAXで提出してください。なお、参加人数は1団体2名までとします。

8 問い合わせ先

那覇市教育委員会 生涯学習部 市民スポーツ課

住所 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-917-3504

FAX 098-917-3521

E-mail e-s-sup001@city.naha.lg.jp

農業委員会規則

那 覇 市 農 業 委 員 会 規 則 第 1 号

平 成 2 9 年 9 月 2 9 日

公 布 済

那覇市農業委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市農業委員会会長 嘉数 誠

那覇市農業委員会会議規則の一部を改正する規則

那覇市農業委員会会議規則(昭和48年農業委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(通知<u>および</u>公示) 第3条 会長は、会議の日時、場所<u>および</u>付議すべき事項その他必要な事項を定め、全委員に通知するとともに公示しなければならない。 2 前項の通知<u>および</u>公示は、緊急やむを得ない場合を除き、会議の日時の3日前にしなければならない。 (会議の規律) 第4条 委員は、やむを得ず会議に欠席<u>または</u>遅刻する場合は、開会前までにその旨を会長に届出なければならない。 2 [略] 3 [略] (議席の決定) 第6条 委員の議席は、<u>一般選挙</u>の後最初の会議においてくじでこれを決める。ただし、遅参<u>または</u>欠席委員がある時は、職員が代ってくじ引きをする。 2 [略] 3 [略] (審議事項の制限) 第7条 会議は、第3条第1項の規定により通知<u>および</u>公示した議案にのみ審議することができる。ただし、第9条の場合はこの限りではない。 (動議の制限) 第9条 議長は、動議の提出があったときは、その動議を採択するか否かを<u>はから</u>なければならない。 2 [略] (採決の方法) 第11条 採決は、起立<u>または</u>挙手による。	(通知<u>及び</u>公示) 第3条 会長は、会議の日時、場所<u>及び</u>付議すべき事項その他必要な事項を定め、全委員に通知するとともに公示しなければならない。 2 前項の通知<u>及び</u>公示は、緊急やむを得ない場合を除き、会議の日時の3日前にしなければならない。 (会議の規律) 第4条 委員は、やむを得ず会議に欠席<u>又は</u>遅刻する場合は、開会前までにその旨を会長に届出なければならない。 2 [略] 3 [略] (議席の決定) 第6条 委員の議席は、<u>委員の任期満了による任命</u>の後最初の会議においてくじでこれを決める。ただし、遅参<u>又は</u>欠席委員がある時は、職員が代ってくじ引きをする。 2 [略] 3 [略] (審議事項の制限) 第7条 会議は、第3条第1項の規定により通知<u>及び</u>公示した議案にのみ審議することができる。ただし、第9条の場合はこの限りではない。 (動議の制限) 第9条 議長は、動議の提出があったときは、その動議を採択するか否かを<u>諮ら</u>なければならない。 2 [略] (採決の方法) 第11条 採決は、起立<u>又は</u>挙手による。た

ただし、重要な事項については、投票による。	だし、重要な事項については、投票による。
備考 1 改正前の欄中下線の引かれた部分に対応する改正後の欄中下線の引かれた部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

正 誤

○那覇市公報第1714号の正誤

2018(平成30)年4月16日付け那覇市公報第1714号に登載された保健所長訓令第1号について、次のとおり訂正する。

〔改正後別記〕〔第4条の表〕

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
403	上から25行目及び26行目	(66) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関の指定に関すること。	(66) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関の指定に関すること。

○那覇市公報第1718号の正誤

2018(平成30)年6月15日付け那覇市公報第1718号に登載された消防局訓令第4号について、次のとおり訂正する。

1 ページ676

訂正箇所 上から37行目

訂 正 内 容	
訂 正 前	訂 正 後
那覇市消防特殊災害対応隊規程の <u>全部</u> を改正する訓令をここに公布する。	那覇市消防特殊災害対応隊規程の <u>一部</u> を改正する訓令をここに公布する。

